

社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング

あおどらLetter

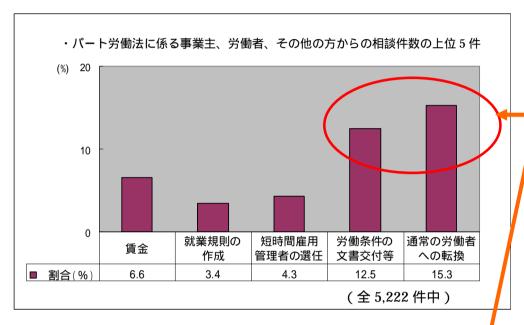
〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

パートタイム労働者に係わる労働局への相談、是正指導状況について

パートタイム労働法の改正から 3 年になろうとしています。景気や雇用情勢の変動等により、パートタイム労働者は年々増加していますが、同時に労働条件や雇用形態の違いからトラブルにつながるケースもあるようです。今回は、労働局に寄せられた相談及び事業主へ行われた是正指導(平成 21 年度)についてお知らせします。





<資料出所:厚生労働省 平成21年度パートタイム労働法の施行状況について>

パートタイム労働法に係る行政の指導は、今後も厳しくなることが予想されます。 規程や雇用契約書等を整備しておくことが大切です。 相談、是正ともに 「労働条件の文書交付等」 「通常の労働者への転換」 の割合が高い。

「労働条件の文書交付 等」とは?

事業主はパートタイム 労働者を雇い入れた時は、 労働基準法で定められた 事項に加えて、速やかに下 記の事項について文書で 交付する義務があります。

> 昇給の有無 退職手当の有無 賞与の有無

「通常の労働者への 転換」とは?

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、パートタイム就業規則等に正社員転換制度を設ける等、一定の措置を講じる義務があります。



詳しくは弊所までお問い合わせください。TEL.03-3526-4277